

# 放送大学学生委員会規程

平成 17 年 2 月 28 日

放送大学規程第 10 号

改正 平成 18 年 9 月 11 日、平成 20 年 4 月 30 日、  
平成 21 年 2 月 18 日・9 月 9 日、平成 24 年  
3 月 14 日、平成 25 年 3 月 13 日、平成 26 年  
3 月 12 日、平成 30 年 3 月 14 日、令和 4 年  
3 月 16 日、令和 7 年 3 月 19 日

## (設置)

第 1 条 教授会に、放送大学教授会規程（平成 22 年放送大学規程第 2 号）第 8 条に基づき、放送大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入学に関する事項（試験委員会の所掌に属することを除く。）。
- 二 学生の厚生補導に関する事項。
- 三 学生の課外活動に関する事項。
- 四 学生の奨学及び厚生援護に関する事項。
- 五 学生及び学生団体との連絡調整に関する事項。
- 六 学生の賞罰に関する事項。
- 七 その他学生及び学生団体に対する指導、助言及び援助に関する重要事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 1 名
  - 二 各コースの教授又は准教授 各 1 名
  - 三 学長が指名する学習センター所長 2 名
  - 四 委員長が指名する者 若干名
- 2 前項第 1 号の委員は、同項第 2 号の委員を兼ねることができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

## (委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (議事)

第 7 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求める、意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループ又は小委員会)

第 9 条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループ又は小委員会を置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。
- 3 小委員会に関し必要な事項は、学長が別に定めるもののほか、委員会が定める。  
(事務)

第10条 委員会の事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 入学者選考委員会規程（昭和59年11月20日第39回教授会）及び学生委員会規程（昭和60年3月26日第51回教授会）は、廃止する。

附 則（平成18年9月11日）抄

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月9日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年3月13日から施行する。ただし、改正後の学生委員会規程第3条については、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。